

① 行政情報の取り扱いについて

今日の長与町を築いてきたのは、先人の弛まぬ努力があったからだということが様々な機会に述べられます。町づくりを進める中で、様々な課題や問題が生じた際、議論をしてきたものと考えますが、これらの議論の積み上げは知見となり、今後の行政課題、問題解決をはかる際の重要な手がかりになるものと考えます。その中で、公開できる情報を公表することは、積み上げてきたノウハウを広く共有するという意味合いもあり、重要と考えます。

一方、行政は住民のプライバシーに関する内容も取り扱うため、守るべき情報を確実に守る責務も負っているものと考えます。会議録を残す義務があるものは記録し保管していると思いますが、上記の理由で、会議録の作成義務がない会議や協議内容についても、内容や性質によっては記録に残しておく必要があると考えます。

それらを踏まえて以下を質問します。

- (1) 会議や協議の議事録はどの範囲まで残しているでしょうか。
- (2) 以前の会議・協議の記録は有効に活用されているでしょうか。
- (3) 個人番号（マイナンバー）と個人情報のひも付け誤りが全国的な問題になり、住民の関心ごとになっていますが、本町において誤登録などの問題は起きていないでしょうか。
- (4) 国はマイナンバーの総点検を秋までに実施するとしています。自治体の実情を無視した一方的な決定のように思われますが、本町は秋までの点検完了は可能なのでしょうか。また、職員に過度な負担が生じたり通常業務に支障が出たりするおそれはないのでしょうか。
- (5) 個人情報の不正取得があった場合の早期発見や不正請求の抑止として「本人通知制度」は効果が期待できると考えます。多くの自治体が導入をすすめており、本町も導入するべきと考えますが見解を伺います。
- (6) 他自治体において、DV被害者の避難先情報などが加害者側に漏れてしまう事案が発生しています。これは命の問題になりかねず、あってはならないミスだと認識しています。本町の漏えい防止策はどのように講じているでしょうか。